

黙示による包括的な同意について

和歌山県農協健康保険組合 理事長

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、又は事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示的な同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものいたします。なお、同意されない場合は当組合までお申し出ください。

1. 「資格情報のお知らせ」を世帯単位でまとめて行うこと
2. 出産育児一時金や傷病手当金などの現金給付の申請及び支給を事業主経由で行うこと
3. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）及びジェネリック医薬品差額通知を世帯単位でまとめてweb上に表示すること
4. インフルエンザ予防接種助成金などの保健事業補助金を事業主経由で支給すること
5. 「データヘルス計画」に基づき、加入者の診療報酬明細書（レセプト）データ及び各種健康診断データを当組合で管理し、その分析結果を当組合の保健事業や事業主の健康施策に用いること
6. 健康診断・保健指導のデータを法律の定めに従い、当組合で管理し、事業主の健康管理担当者と共有すること
7. 傷病原因調査について事業主経由で調査すること
8. 診療に関する調査について事業主経由で調査すること
9. 医療費の減額査定に対するお知らせを事業主経由で通知すること
10. 診療費等の返還請求を事業主経由で通知すること